

旧

新

**第一 総 則**

**1 策定趣旨**

平成21年4月に策定した京都府戦略的地震防災対策指針（以下「戦略指針」という。）で定めた減災目標等を達成するため、指針で体系化した7つの政策群及び22の具体目標と62の施策項目ごとに具体的事業を盛り込んだ「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定し、地震防災対策を計画的に推進する。

なお、推進プランは、「戦略性の確保」「実効性の確保」「透明性の確保」を基本的な考え方として策定する。

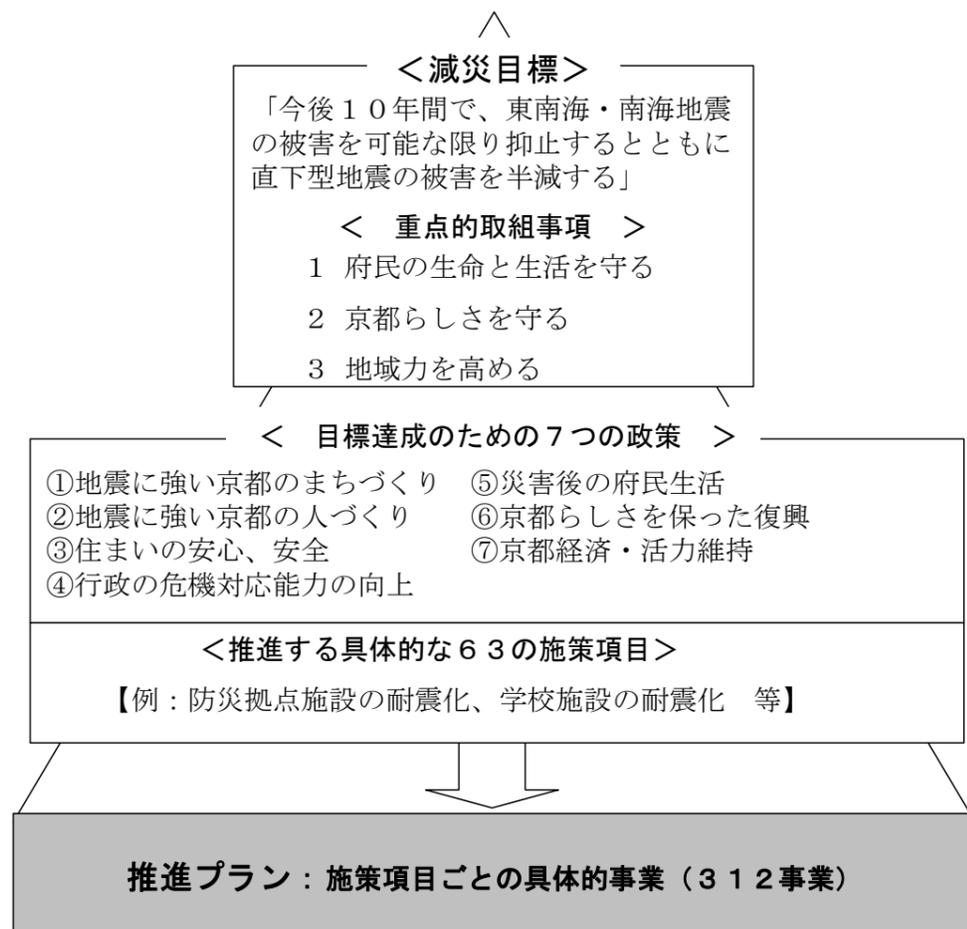
**2 計画期間**

推進プランの計画期間は、戦略指針の計画期間である平成21年度～平成30年度の前半の平成22年度～平成26年度（5年間）とする。

**3 戦略指針と推進プランの関係**

推進プランは、戦略指針で掲げた各目標を達成するための具体の取組内容、数値目標、達成時期、実施主体等を盛り込んだ戦略指針の実施計画として位置付けるものとする。

なお、戦略指針と推進プランの関係は、下図のとおりである。



**第一 総 則**

**1 策定趣旨**

平成27年●月に改定を行った新たな京都府戦略的地震防災対策指針（以下「戦略指針」という。）で定めた減災目標等を達成するため、指針で体系化した6つの政策群及び17の具体目標と55の施策項目ごとに具体的事業を盛り込んだ「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定し、地震防災対策を計画的に推進する。

なお、推進プランは、「戦略性の確保」「実効性の確保」「透明性の確保」を基本的な考え方として策定する。

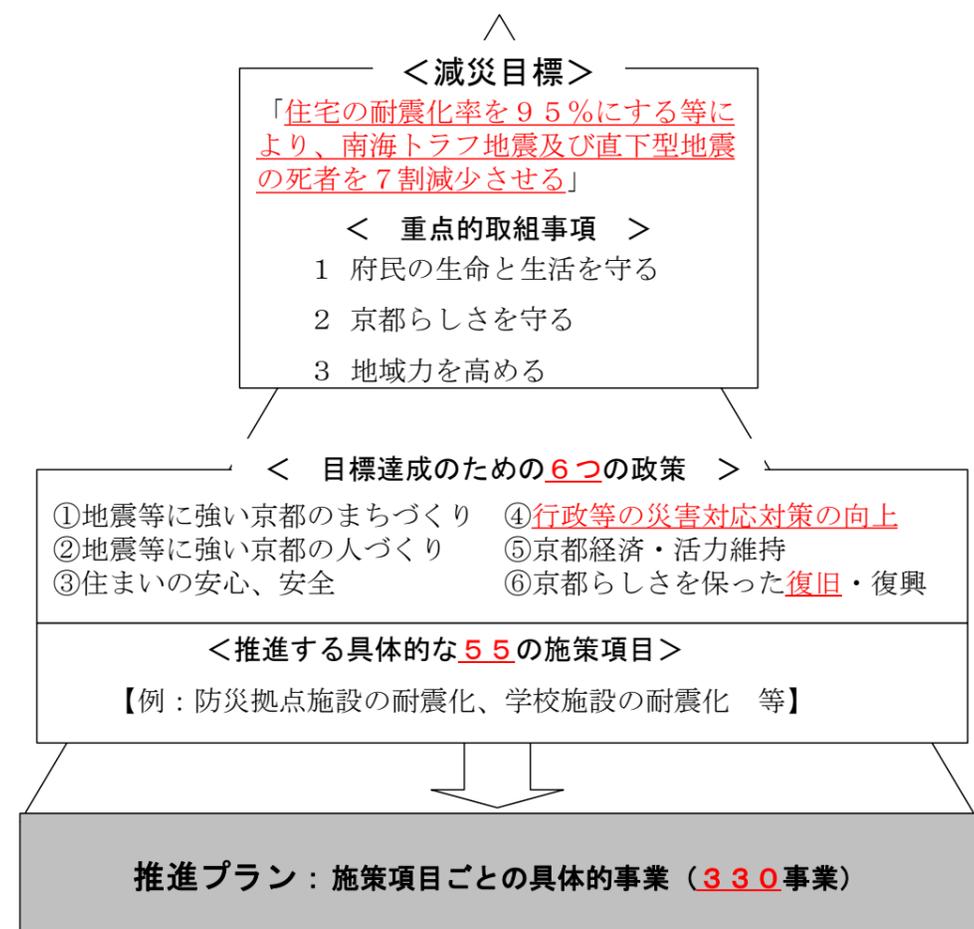
**2 計画期間**

推進プランの計画期間は、戦略指針の計画期間である平成27年度～平成36年度の前半の平成27年度～平成31年度（5年間）とする。

**3 戦略指針と推進プランの関係**

推進プランは、戦略指針で掲げた各目標を達成するための具体の取組内容、数値目標、達成時期、実施主体等を盛り込んだ戦略指針の実施計画として位置付けるものとする。

なお、戦略指針と推進プランの関係は、下図のとおりである。



#### 4 推進プランの実施主体

戦略指針に基づき、推進プランの実施主体は、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等とし、これら多様な主体は、「助け合うこと、支え合うこと」を基本姿勢として、自助・互助・共助・公助の役割を担い、連携・協働して、地震防災対策を推進する。

また、対策の実効性を高めるため、推進プランに以下の内容を記載する。

- ① 『第三「指針の目標達成の具体的事業一覧」』において、多様な主体の取組を可能な限り盛り込む。併せて、例えば環境を目的とした事業であっても地震防災対策に繋がる事務・事業についても幅広く記載する。
- ② 『第四「各主体の役割」』において、京都府全体で地震防災対策を推進するため、戦略指針、推進プランの目標達成のため、「府民・家庭」「地域」「企業」の主要主体が果たすことが期待される役割とそれぞれの項目について「行政の役割や施策等」を記載する。

#### 5 戦略性の確保

減災目標を支える「府民の生命と生活を守る」「京都らしさを守る」「地域力を高める」の3つの柱に重点を置いて事業を推進する。

##### (1) 「府民の生命と生活を守る」

建物の倒壊を防ぎ人的被害の軽減を図るため、住宅の耐震化、公共施設の耐震化、地震に強いまちづくり等の取組を推進する。

特に、家庭における防災対策や多くの府民が利用する施設や防災拠点となるべき公共施設の耐震化は、府民の生命を守る上で直接的な効果を発揮することから、耐震化事業を積極的に推進する。

##### (2) 「京都らしさを守る」

文化財・景観や観光客の保護、大学や企業の事業継続体制の確保など京都らしさを守る取組を京都市と連携して推進する。

なお、文化財の保護及び観光客の保護対策については、既に設置している京都市とのワーキング組織により事業内容を検討し、推進する。

##### (3) 「地域力を高める」

府民の防災意識の向上や地域防災力の向上等、地域力を高める取組については、府民運動を展開し、積極的に推進する。

#### 6 地域特性に応じた対策の推進

京都府を山城・南丹・中丹・丹後の広域振興局管内と政令指定都市である京都市の5つの地域に分け、それぞれの地域ごとの地震のリスクや特性等に応じた地震防災対策を推進する。

##### (1) 地震のリスク

京都府は南北に長く、影響の及ぶ地震の発生確率と被害想定が地域により大きく異なる。

#### 4 推進プランの実施主体

戦略指針に基づき、推進プランの実施主体は、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等とし、これら多様な主体は、「助け合うこと、支え合うこと」を基本姿勢として、自助・互助・共助・公助の役割を担い、連携・協働して、地震防災対策を推進する。

また、対策の実効性を高めるため、推進プランに以下の内容を記載する。

- ① 『第三「指針の目標達成の具体的事業一覧」』において、多様な主体の取組を可能な限り盛り込む。併せて、例えば環境を目的とした事業であっても地震防災対策に繋がる事務・事業についても幅広く記載する。
- ② 『第四「各主体の役割」』において、京都府全体で地震防災対策を推進するため、戦略指針、推進プランの目標達成のため、「府民・家庭」「地域」「企業」の主要主体が果たすことが期待される役割とそれぞれの項目について「行政の役割や施策等」を記載する。

#### 5 戦略性の確保

減災目標を支える「府民の生命と生活を守る」「京都らしさを守る」「地域力を高める」の3つの柱に重点を置いて事業を推進する。

##### (1) 「府民の生命と生活を守る」

建物の倒壊を防ぎ人的被害の軽減を図るため、住宅の耐震化、公共施設の耐震化、地震に強いまちづくり等の取組を推進する。

特に、家庭における防災対策や多くの府民が利用する施設や防災拠点となるべき公共施設の耐震化は、府民の生命を守る上で直接的な効果を発揮することから、耐震化事業を積極的に推進する。

##### (2) 「京都らしさを守る」

文化財・景観や観光客の保護、大学や企業の事業継続体制の確保など京都らしさを守る取組を京都市を**始め、関係市町村と**連携して推進する。

なお、文化財の保護及び観光客の保護対策については、既に設置している京都市とのワーキング組織により事業内容を検討し、推進する。

##### (3) 「地域力を高める」

府民の防災意識の向上や地域防災力の向上等、地域力を高める取組については、府民運動を展開し、積極的に推進する。

#### 6 地域特性に応じた対策の推進

京都府を山城・南丹・中丹・丹後の広域振興局管内と政令指定都市である京都市の5つの地域に分け、それぞれの地域ごとの地震のリスクや特性等に応じた地震防災対策を推進する。

##### (1) 地震のリスク

京都府は南北に長く、影響の及ぶ地震の発生確率と被害想定が地域により大きく異なる。

①東南海・南海地震

発生確率が高いとされる東南海・南海地震については、山城地域、京都市において、死者 130 人、全壊建物 10,400 棟の大きな被害が生ずることが想定されている。

②直下型地震

京都府には直下型地震を引き起こす断層が数多く分布している。特に、東南海・南海地震前後には、こうした断層による直下型地震の発生確率が高まるとされており、例えば、府内に最も大きな被害を生じさせる「花折断層」地震では、死者 6,900 人、全壊建物 148,400 棟の甚大な被害が生ずることが想定されている。

とりわけ、個別の断層では、国は「奈良盆地東縁断層帯」「上町断層帯」の地震の発生確率を相対的に高いと公表しており、京都市及び山城地域では、これらの断層により著しい被害が想定されており、主要な活断層の数、発生確率、想定される被害数量のいずれもが南丹・中丹・丹後地域と比較して高い傾向にある。

また、中丹・丹後地域では、若狭湾内断層地震により、府内海岸部で最大 1.1m の波高が予測されている。

【地震のリスク】

地震	山城地域	京都市域	南丹地域	中丹地域	丹後地域
東南海・南海地震	○関東・東海・近畿・四国地方などの太平洋岸を広域にわたり甚大な被害が発生 ○京都府内で最大震度 6 弱。全域にわたり震度 4 から 5 強の揺れによる大きな被害が想定 ○今後 30 年で、60%以上の発生確率				
地域別事項	甚大な被害が想定され、建物の耐震化など被害軽減対策を積極的に講じる必要がある。		大きな被害は想定されない。自地域の混乱の早期収拾、支援計画の策定など甚大な被害を受ける地域への支援の備えを行う必要がある。		
直下型地震	○府内全域に直下型地震を引き起こす活断層が存在し、これらの断層による震度 7～6 強の地震により、局所的ではあるが甚大な被害が想定される。また、近年、鳥取西部地震や中越地震など地表に活断層が現れていない箇所でも地震が発生している。こうしたことから、府内全域で地震への備えが必要である。				
府内に大きな被害を与える断層（発生確率）	花折（ほぼ 0～0.6%）、檜原-水尾（ほぼ 0～0.8%）、殿田-神吉-越畑（ほぼ 0～0.8%）、有馬-高槻（ほぼ 0～0.03%）、埴生（不明）、琵琶湖西岸（北部 1～3%、南部ほぼ 0%）		山田(不明)、郷村（ほぼ 0%） 若狭湾内（不明）、養父断層（不明）		
	桃山-鹿ヶ谷（ほぼ 0～0.6%）、黄檗（不明）、奈良盆地東縁（ほぼ 0～5%）、上町（2～3%）、生駒（ほぼ 0～0.1%）、宇治川(不明)、木津川（ほぼ 0%）、和束谷（不明）		三峠(0.4～0.6%)、上林川(不明)		
	光明寺-金ヶ原断層（ほぼ 0～0.8%）		亀岡（ほぼ 0～0.8%）		

※ 上記活断層の位置図及び地震被害数量については、参考資料として後掲する。

①南海トラフ地震

発生確率が高いとされる南海トラフ地震については、山城地域、京都市を中心として、死者約 900 人、全壊・焼失建物約 70,000 棟の大きな被害が生ずることが想定されている。

②直下型地震

京都府には直下型地震を引き起こす断層が数多く分布している。特に、南海トラフ地震前後には、こうした断層による直下型地震の発生確率が高まるとされており、例えば、府内に最も大きな被害を生じさせる「花折断層」地震では、死者 6,900 人、全壊建物 148,400 棟の甚大な被害が生ずることが想定されている。

とりわけ、個別の断層では、国は「奈良盆地東縁断層帯」「上町断層帯」の地震の発生確率を相対的に高いと公表しており、京都市及び山城地域では、これらの断層により著しい被害が想定されており、主要な活断層の数、発生確率、想定される被害数量のいずれもが南丹・中丹・丹後地域と比較して高い傾向にある。

また、中丹・丹後地域では、平成 26 年 8 月に国土交通省が発表した想定によると、府内海岸部で最大 7.2m の波高が予測されており、この結果を基に、平成 27 年度中に浸水想定を設定し、平成 28 年度には津波災害警戒区域等の指定を行うこととしている。

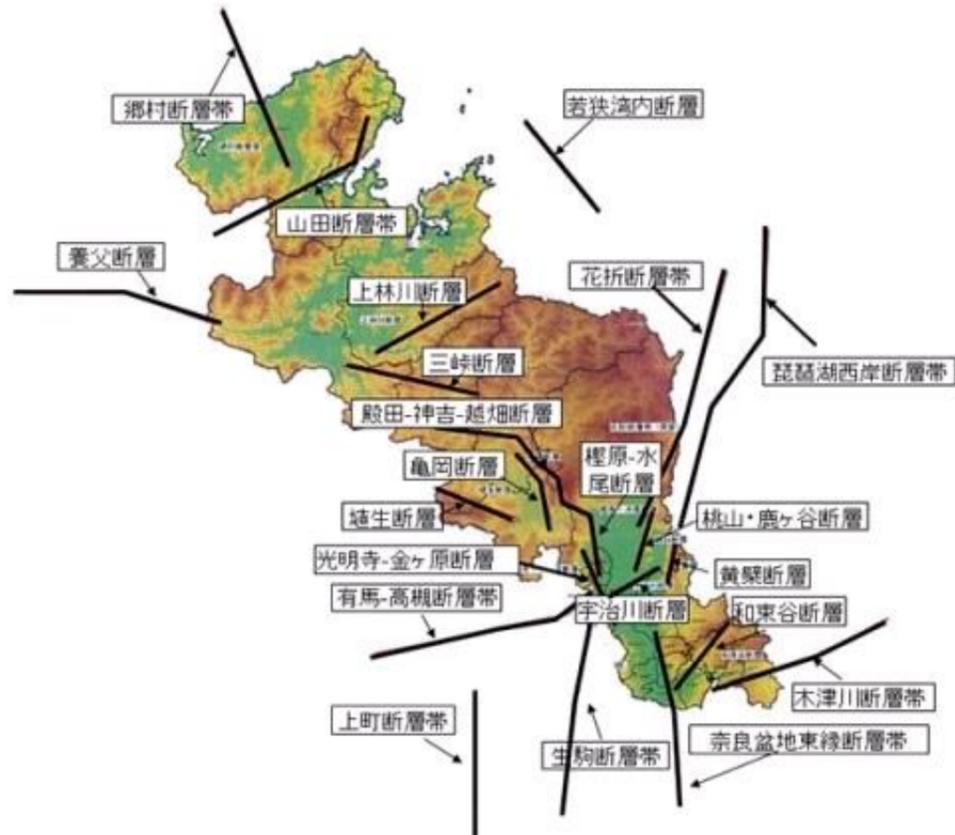
【地震のリスク】

地震	山城地域	京都市域	南丹地域	中丹地域	丹後地域
南海トラフ地震	○関東・東海・近畿・四国地方などの太平洋岸を広域にわたり甚大な被害が発生 ○京都府内で最大震度 6 強。全域にわたり震度 5 弱から 6 弱の揺れによる大きな被害が想定 ○今後 30 年で、70%程度の発生確率				
地域別事項	甚大な被害が想定され、建物の耐震化など被害軽減対策を積極的に講じる必要がある。		液状化等により建物被害が想定されるが、相対的に被害は軽微である。 自地域の混乱の早期収拾、支援計画の策定など甚大な被害を受ける地域への支援の備えを行う必要がある。		
直下型地震	○府内全域に直下型地震を引き起こす活断層が存在し、これらの断層による震度 7～6 強の地震により、局所的ではあるが甚大な被害が想定される。また、近年、鳥取西部地震や中越地震など地表に活断層が現れていない箇所でも地震が発生している。こうしたことから、府内全域で地震への備えが必要である。				
府内に大きな被害を与える断層（発生確率）	花折（ほぼ 0～0.6%）、檜原-水尾（ほぼ 0～0.8%）、殿田-神吉-越畑（ほぼ 0～0.8%）、有馬-高槻（ほぼ 0～0.03%）、埴生（不明）、琵琶湖西岸（北部 1～3%、南部ほぼ 0%）		山田(不明)、郷村（ほぼ 0%）、若狭湾内（不明）、養父断層（不明）		
	桃山-鹿ヶ谷（ほぼ 0～0.6%）、黄檗（不明）、奈良盆地東縁（ほぼ 0～5%）、上町（2～3%）、生駒（ほぼ 0～0.1%）、宇治川(不明)、木津川（ほぼ 0%）、和束谷（不明）		三峠(0.4～0.6%)、上林川(不明)		
	光明寺-金ヶ原断層（ほぼ 0～0.8%）		亀岡（ほぼ 0～0.8%）		

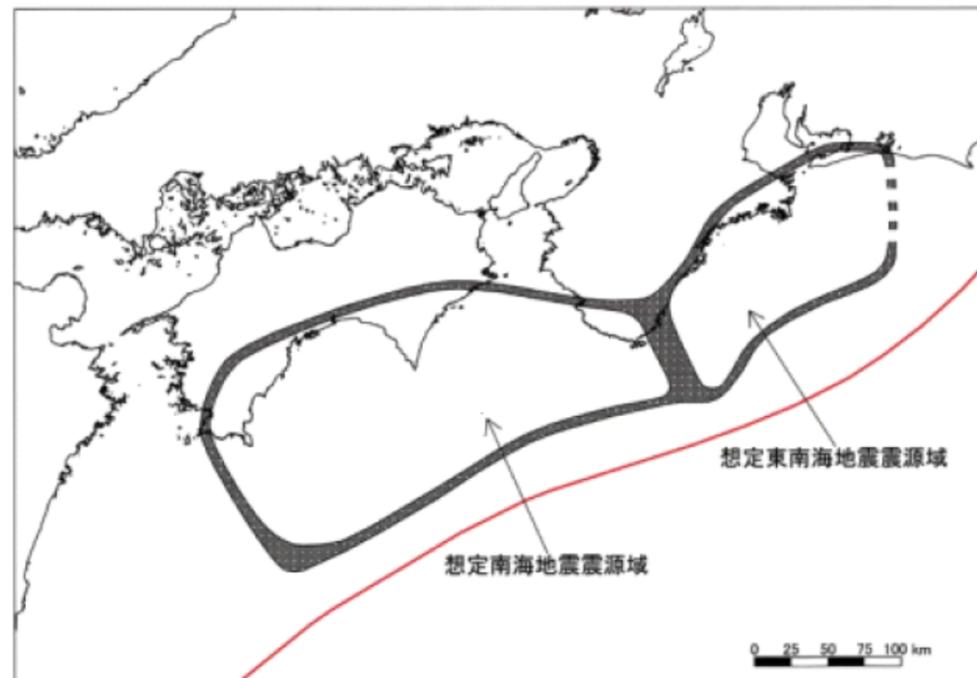
※ 上記活断層の位置図及び地震被害数量については、参考資料として後掲する。

〔参考資料〕

【京都府内・周辺の主要な活断層の位置】

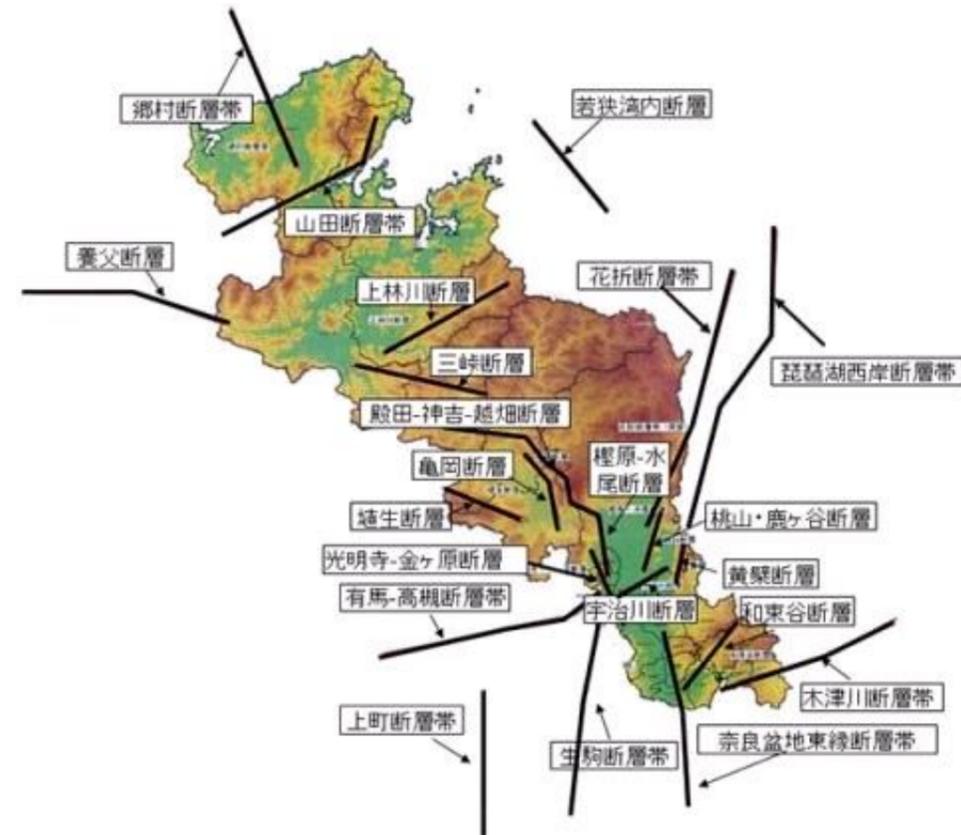


【想定される東南海・南海地震の震源域の位置】

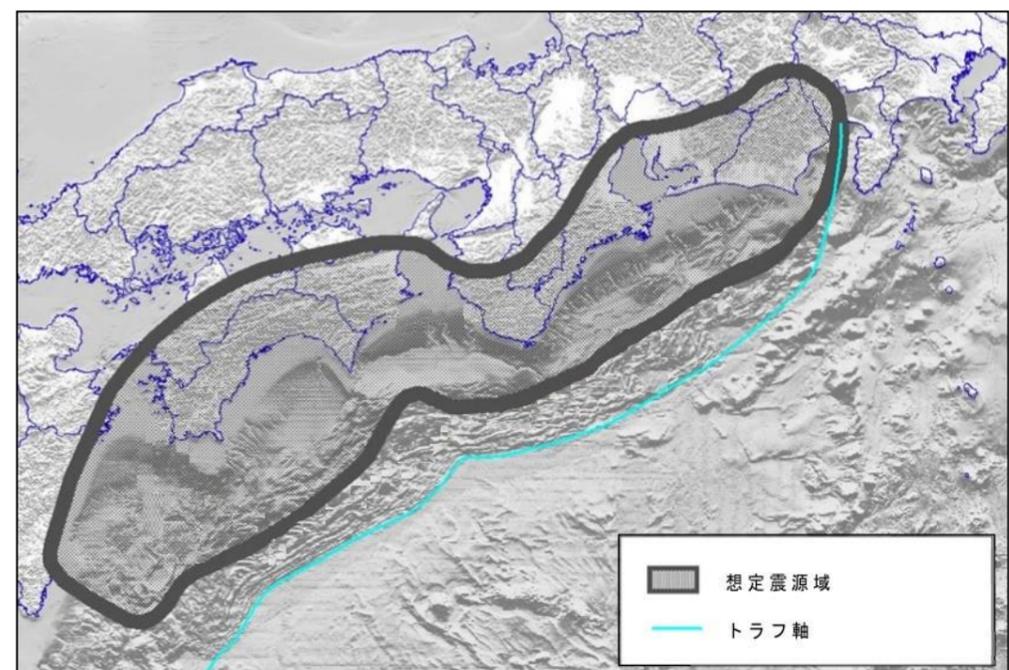


〔参考資料〕

【京都府内・周辺の主要な活断層の位置】



【想定される南海トラフ地震の震源域の位置】



【地震発生確率と想定被害数量】

断層名	最大予測震度	今後30年以内の発生確率 地震調査研究推進本部公表値 (平成22.1.1基準)	人的被害					建物被害			
			死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数 (人)	要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)	
花折断層帯	7	ほぼ0～0.6%	6,900	74,400	12,100	44,400	481,100	148,400	114,200	18,600	
花折断層帯	6強	ほぼ0～0.6%	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100	
黄檗断層	6強	—	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100	
奈良盆地東縁断層帯	7	ほぼ0～5%	1,900	19,700	2,000	10,700	248,500	46,000	89,500	7,100	
西山断層帯	亀岡断層	7	ほぼ0～0.8%	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300
	椋原-水尾断層	7	ほぼ0～0.8%	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000
	殿田-神吉-越畑断層	7	ほぼ0～0.8%	3,400	34,900	3,900	19,000	426,000	77,600	155,500	8,600
	光明寺-金ヶ原断層	7	ほぼ0～0.8%	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600
三峠断層	7	0.4～0.6%	1,200	7,900	1,300	6,000	95,700	38,300	44,700	7,600	
上林川断層	7	—	1,200	8,300	1,300	5,800	101,500	39,500	47,600	7,700	
若狭湾内断層	5強	—	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0	
山田断層帯	7	—	1,700	9,000	1,600	6,800	108,100	55,000	49,300	13,200	
郷村断層帯	7	ほぼ0%	2,200	12,700	2,300	9,300	149,400	76,600	60,600	16,300	
上町断層帯	6弱	2～3%	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400	
生駒断層帯	7	ほぼ0～0.1%	3,400	30,300	3,500	18,500	367,200	65,200	123,800	7,500	
琵琶湖西岸断層帯	6強	北部:1～3% 南部:ほぼ0%	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000	
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	7	ほぼ0～0.03%	2,900	43,900	5,200	26,800	340,500	50,800	80,600	7,400
	宇治川断層	7	—	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000
木津川断層帯	7	ほぼ0%	1,600	18,400	1,700	9,300	236,500	40,700	89,000	6,100	
埴生断層	7	—	1,500	20,000	1,700	9,700	262,300	38,000	101,900	3,500	
養父断層	7	—	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900	
和束谷断層	6強	—	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300	
東南海・南海地震	6弱	南海地震:60%程度 東南海地震:60～70%	130	6,200	140	2,000	111,600	10,400	51,900	400	

京都府地震被害想定調査結果(2008)

(2) 社会的特性等

地域ごとの地理的・社会的・地震防災対策の推進状況など地震防災対策を推進する上で考慮すべき社会的特性等は、次表のとおりである。

なお、同地域内であっても、市町村ごとに、社会的特性等や地震防災対策の進捗状況が異なることから、より実効性を高めるためには、各市町村においても地震防災のアクションプランを策定する必要がある。

【地震発生確率と想定被害数量】

断層名	最大予測震度	今後30年以内の発生確率 地震調査研究推進本部公表値 (H27.1.1基準)	人的被害					建物被害			
			死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数 (人)	要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)	
花折断層帯	7	ほぼ0～0.6%	6,900	74,400	12,100	44,400	481,100	148,400	114,200	18,600	
花折断層帯	6強	ほぼ0～0.6%	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100	
黄檗断層	6強	—	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100	
奈良盆地東縁断層帯	7	ほぼ0～5%	1,900	19,700	2,000	10,700	248,500	46,000	89,500	7,100	
西山断層帯	亀岡断層	7	ほぼ0～0.8%	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300
	椋原-水尾断層	7	ほぼ0～0.8%	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000
	殿田-神吉-越畑断層	7	ほぼ0～0.8%	3,400	34,900	3,900	19,000	426,000	77,600	155,500	8,600
	光明寺-金ヶ原断層	7	ほぼ0～0.8%	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600
三峠断層	7	0.4～0.6%	1,200	7,900	1,300	6,000	95,700	38,300	44,700	7,600	
上林川断層	7	—	1,200	8,300	1,300	5,800	101,500	39,500	47,600	7,700	
若狭湾内断層	5強	—	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0	
山田断層帯	7	—	1,700	9,000	1,600	6,800	108,100	55,000	49,300	13,200	
郷村断層帯	7	ほぼ0%	2,200	12,700	2,300	9,300	149,400	76,600	60,600	16,300	
上町断層帯	6弱	2～3%	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400	
生駒断層帯	7	ほぼ0～0.1%	3,400	30,300	3,500	18,500	367,200	65,200	123,800	7,500	
琵琶湖西岸断層帯	6強	北部:1～3% 南部:ほぼ0%	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000	
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	7	ほぼ0～0.03%	2,900	43,900	5,200	26,800	340,500	50,800	80,600	7,400
	宇治川断層	7	—	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000
木津川断層帯	7	ほぼ0%	1,600	18,400	1,700	9,300	236,500	40,700	89,000	6,100	
埴生断層	7	—	1,500	20,000	1,700	9,700	262,300	38,000	101,900	3,500	
養父断層	7	—	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900	
和束谷断層	6強	—	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300	
東南海・南海地震	6弱	—	130	6,200	140	2,000	111,600	10,400	51,900	400	

京都府地震被害想定調査結果(2008)

断層名	最大予測震度	今後30年以内の発生確率 地震調査研究推進本部公表値 (H27.1.1基準)	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数 (人)	重傷者数 (人)	要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
南海トラフ地震	6強	約70%	860	14,650	2,660	2,470		15,740		54,470

内閣府のデータを基にした京都府被害想定(2014)

(2) 社会的特性等

地域ごとの地理的・社会的・地震防災対策の推進状況など地震防災対策を推進する上で考慮すべき社会的特性等は、次表のとおりである。

なお、同地域内であっても、市町村ごとに、社会的特性等や地震防災対策の進捗状況が異なることから、より実効性を高めるためには、各市町村においても地震防災のアクションプランを策定する必要がある。

【各地域の社会的特性等】

Table with 6 columns: 区分, 山城地域, 京都市域, 南丹地域, 中丹地域, 丹後地域. Rows include 全般的特性, 地理特性, 社会特性, 地震対策等の推進状況, and 概要.

注) 自主防：自主防災組織の組織率
常備消防：消防力の整備指針に基づく算定数に対する職員の充足率
( )内は、人口100人当たりの消防職員数
消防団：市町村の条例定数に対する消防団員の充足率、( )内は、人口100人当たりの消防団員数
土砂災害：土砂災害危険区域 孤立集落：孤立の可能性のある集落数

※上の表では典型的な状況について述べているが、実際には、地震防災対策の方向性が大きく異なる都市部と農村部が併存する市町村が多くあることから、各市町村は地域の実情を十分に踏まえて地震防災対策を推進する必要がある。

【各地域の社会的特性等】

Table with 6 columns: 区分, 山城地域, 京都市域, 南丹地域, 中丹地域, 丹後地域. Rows include 全般的特性, 地理特性, 社会特性, 地震対策等の推進状況, and 概要. Includes red text for new data.

注) 自主防：自主防災組織の組織率
常備消防：消防力の整備指針に基づく算定数に対する職員の充足率
( )内は、人口100人当たりの消防職員数
消防団：市町村の条例定数に対する消防団員の充足率、( )内は、人口100人当たりの消防団員数
土砂災害：土砂災害危険箇所数 孤立集落：孤立の可能性のある集落数

※上の表では典型的な状況について述べているが、実際には、地震防災対策の方向性が大きく異なる都市部と農村部が併存する市町村が多くあることから、各市町村は地域の実情を十分に踏まえて地震防災対策を推進する必要がある。

注：耐震化率は H25 調査分が未公表。公表次第差し替え。

### (3) 地震リスクと社会的特性等に応じた地域ごとの地震防災対策

府内全域で推進すべき対策及び5つの地域ごとの地震リスクや社会的特性等に応じて取り組むべき地震防災対策は以下のとおりである。

#### ①地震リスクに応じた対策

京都府全域には直下型地震を引き起こす断層が数多く分布しており、府内のいかなる地域においても地震のリスクから免れず、全ての地域において地震防災対策を講じる必要がある。

##### ○東南海・南海地震

山城地域、京都市は、東南海・南海地震により大きな被害が想定されているため、東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定され、防災対策推進計画を定めている。今後、同推進計画に基づき、「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等」「住宅及び公共施設等の耐震化の推進」などの対策を積極的に推進する必要がある。

一方、南丹・中丹・丹後地域は、東南海・南海地震による大きな被害は想定されていないが、自地域の混乱の早期収拾、支援計画の策定など甚大な被害を受ける地域への支援の備えを中心に万全の対応を図る必要がある。

##### ○直下型地震

京都市及び山城地域では、発生確率が相対的に高いと公表されている「奈良盆地東縁断層帯」「上町断層帯」の地震により著しい被害が想定されるなど主要な活断層の数、発生確率、想定される被害数量のいずれもが南丹・中丹・丹後地域と比較して高い傾向にあるため、特に地震防災対策を積極的に推進しなければならない。

一方、南丹・中丹・丹後地域においても甚大な被害が想定される活断層が多数存在することから、地震防災対策を推進しなければならず、加えて、中丹・丹後地域では、若狭湾内断層地震により発生する津波への対策を講じる必要がある。

#### ②全地域において推進すべき対策

- ・公共施設、住宅、民間施設の耐震化を推進する。
- ・ライフライン施設の耐震化を推進する。
- ・家具の転倒防止等室内の安全対策を推進する。
- ・消防団、自主防災組織の活性化など地域防災力を向上する。

#### ③各地域の特性に応じ重点的に推進すべき対策

##### 【山城地域】

- ・耐震化率が十分でない公共施設が多いため、公共施設の耐震化を推進する。
- ・人口集中地域であり、建物倒壊火災等により人的被害が大きいため、市街地密集対策や不燃化対策を推進する。
- ・ライフラインに強く依存しており、都市機能を維持する上からもライフライン等の耐震化を推進する。

### (3) 地震リスクと社会的特性等に応じた地域ごとの地震防災対策

府内全域で推進すべき対策及び5つの地域ごとの地震リスクや社会的特性等に応じて取り組むべき地震防災対策は以下のとおりである。

#### ①地震リスクに応じた対策

京都府全域には直下型地震を引き起こす断層が数多く分布しており、海溝型地震である南海トラフ地震の被害も想定されるため、府内のいかなる地域においても地震のリスクから免れず、全ての地域において地震防災対策を講じる必要がある。

##### ○南海トラフ地震

山城地域、京都市及び南丹地域は、南海トラフ地震により大きな被害が想定されているため、南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定され、防災対策推進計画を定めている。今後、同推進計画に基づき、「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等」「住宅及び公共施設等の耐震化の推進」などの対策を積極的に推進する必要がある。

一方、中丹・丹後地域は、南海トラフ地震により、沿岸や川沿いなどの地域で液状化による被害が想定されるが、他の地域と比べ相対的に被害は軽微であり、自地域の混乱の早期収拾、支援計画の策定など甚大な被害を受ける地域への支援の備えを中心に万全の対応を図る必要がある。

##### ○直下型地震

京都市及び山城地域では、発生確率が相対的に高いと公表されている「奈良盆地東縁断層帯」「上町断層帯」の地震により著しい被害が想定されるなど主要な活断層の数、発生確率、想定される被害数量のいずれもが南丹・中丹・丹後地域と比較して高い傾向にあるため、特に地震防災対策を積極的に推進しなければならない。

一方、南丹・中丹・丹後地域においても甚大な被害が想定される活断層が多数存在することから、地震防災対策を推進しなければならず、加えて、中丹・丹後地域では、若狭湾内断層地震等により発生する津波への対策を講じる必要がある。

#### ②全地域において推進すべき対策

- ・公共施設、住宅、民間施設の耐震化を推進する。
- ・ライフライン施設の耐震化を推進する。
- ・家具の転倒防止等室内の安全対策を推進する。
- ・消防団、自主防災組織の活性化など地域防災力を向上する。

#### ③各地域の特性に応じ重点的に推進すべき対策

##### 【山城地域】

- ・耐震化率が十分でない公共施設が多いため、公共施設の耐震化を推進する。
- ・人口集中地域であり、建物倒壊火災等により人的被害が大きいため、市街地密集対策や不燃化対策を推進する。
- ・ライフラインに強く依存しており、都市機能を維持する上からもライフライン等の耐震化を推進する。

- ・自主防災組織の組織率が低いため、組織率向上対策を推進する。
- ・今後、急速に高齢化が進展するため、要配慮者対策を推進する
- ・家庭内備蓄等自助の取り組みを強化する。

**【京都市域】**

- ・人口集中地域であり、建物倒壊火災等により人的被害が大きいため、京都らしい景観に配慮しながら、市街地密集対策や不燃化対策を推進する。
- ・ライフラインに強く依存しており、都市機能を維持する上からもライフライン等の耐震化を推進する。
- ・文化財の保護対策を推進する。
- ・観光客の保護、避難誘導等の帰宅支援対策を推進する。
- ・企業や大学等に通勤・通学する者の帰宅支援対策を推進する。
- ・企業や大学等の事業継続対策を推進する。
- ・消防団員が年々減少しており、地域での防災活動や大規模災害時の対応への影響が懸念されるため、魅力ある消防団づくりや募集活動の強化を推進する。
- ・家庭内備蓄等自助の取り組みを強化する。

**【南丹地域】**

- ・南部では、市街地が密集して広がっているため、建物倒壊火災等により人的被害が大きいため、市街地密集対策や不燃化対策を推進する。
- ・北部では、過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を推進する。
- ・高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。

**【中丹地域】**

- ・過疎化等により住宅の建替えも少なく、概して耐震化率が低いため、住宅の耐震化を推進する。
- ・公共施設の耐震化率が概して低いため、公共施設の耐震化を推進する。
- ・過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を推進する。
- ・高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・自主防災組織の組織率が概して低く、組織率向上対策を推進する。
- ・住民への情報伝達体制の整備などの津波対策を推進する。
- ・中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。

**【丹後地域】**

- ・過疎化等により住宅の建替えも少なく、概して耐震化率が低いため、住宅の耐震化を推進する。
- ・公共施設の耐震化率が概して低いため、公共施設の耐震化を推進する。
- ・過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を

- ・自主防災組織の組織率が低いため、組織率向上対策を推進する。
- ・今後、急速に高齢化が進展するため、要配慮者対策を推進する
- ・家庭内備蓄等自助の取組みを強化する。

**【京都市域】**

- ・人口集中地域であり、建物倒壊火災等により人的被害が大きいため、京都らしい景観に配慮しながら、市街地密集対策や不燃化対策を推進する。
- ・ライフラインに強く依存しており、都市機能を維持する上からもライフライン等の耐震化を推進する。
- ・文化財の保護対策を推進する。
- ・観光客の保護、避難誘導等の帰宅支援対策を推進する。
- ・企業や大学等に通勤・通学する者の帰宅支援対策を推進する。
- ・企業や大学等の事業継続対策を推進する。
- ・消防団員が年々減少しており、地域での防災活動や大規模災害時の対応への影響が懸念されるため、魅力ある消防団づくりや募集活動の強化を推進する。
- ・家庭内備蓄等自助の取組みを強化する。

**【南丹地域】**

- ・南部では、市街地が密集して広がっているため、建物倒壊火災等により人的被害が大きいため、市街地密集対策や不燃化対策を推進する。
- ・北部では、過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を推進する。
- ・高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。

**【中丹地域】**

- ・過疎化等により住宅の建替えも少なく、概して耐震化率が低いため、住宅の耐震化を推進する。
- ・公共施設の耐震化率が概して低いため、公共施設の耐震化を推進する。
- ・過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を推進する。
- ・高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・自主防災組織の組織率が概して低く、組織率向上対策を推進する。
- ・住民への情報伝達体制の整備などの津波対策を推進する。
- ・中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。

**【丹後地域】**

- ・住宅の耐震化率が低いため、住宅の耐震化を推進する。
- ・公共施設の耐震化率が概して低いため、公共施設の耐震化を推進する。
- ・過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を

推進する。

- ・高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・住民への情報伝達体制の整備など津波対策を推進する。
- ・中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。

## 7 戦略指針及び推進プランの実施について

### (1) 実施体制

#### ① 全庁体制の確保

京都府は、全部局で構成する「京都府戦略的地震防災対策推進本部」を下記のとおり設置し、全庁での推進体制を確保して地震防災対策を推進する。

推進本部	本部長：副知事（安心・安全総括担当） 副本部長：府民生活部長 本部長：危機管理監、広域振興局長（山城・南丹・中丹・丹後）、各部長、教育長、府警本部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長
幹事会	幹事長：防災監 幹事：各部主管課長、広域局企画総務部総務室長（山城・南丹・中丹・丹後）、 危機管理・防災課長、消防安全課長、警察本部警備部警備第一課長 (事務局：危機管理・防災課)

#### ② 多様な主体との連携

京都府は、戦略指針及び推進プランに基づき、国、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働して地震防災対策を推進することとし、京都府・京都市防災対策連絡協議会や各広域振興局管内ごとの地域防災対策連絡会等の活用など、日頃から情報共有を図り連携体制を確保する。

なお、市町村は、京都府地震被害想定調査結果等を踏まえた減災対策を講じる上で主体的な役割を果たすことが期待される。

#### ③ 広域連携

今後、発生確率の高い東南海・南海地震のようなスーパー広域災害に対しては、被害が発生する各地域の防災力を向上させるとともに、地域間の広域連携の推進が重要であることから、現在検討が進められている関西広域連合（仮称）などにより、広域連携体制を強化する。

### (2) 目標

推進プランに盛り込む事務・事業については、戦略指針に掲げた減災目標や主要な施策項目の目標が達成できるよう、可能な限り数値化し、数値化が困難な事務・事業については達成しようとする目標の内容を出来る限り具体的に記載する。

また、関連する他の計画等において、数値目標や達成時期が既に設定されている場合は、これらの既存計画との調整を行う。

なお、推進プランの計画期間内に既存の関連する他の計画等が改訂された場合は、その都度、推進プランの内容を見直し・改訂する。

推進する。

- ・高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・住民への情報伝達体制の整備など津波対策を推進する。
- ・中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。

## 7 戦略指針及び推進プランの実施について

### (1) 実施体制

#### ① 全庁体制の確保

京都府は、全部局で構成する「京都府戦略的地震防災対策推進本部」の下で、全庁での推進体制を確保して地震防災対策を推進する。

推進本部	本部長：副知事（安心・安全総括担当） 副本部長： <u>危機管理監</u> 本部長：広域振興局長（山城・南丹・中丹・丹後）、各部長、教育長、府警本部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長
幹事会	幹事長：防災監 幹事：各部主管課長、広域局企画総務部総務室長（山城・南丹・中丹・丹後）、 <u>防災・原子力安全課長</u> 、消防安全課長、警察本部警備部警備第一課長 (事務局： <u>防災・原子力安全課</u> )

#### ② 多様な主体との連携

京都府は、戦略指針及び推進プランに基づき、国、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働して地震防災対策を推進することとし、京都府・京都市防災対策連絡協議会や各広域振興局管内ごとの地域防災対策連絡会等の活用など、日頃から情報共有を図り連携体制を確保する。

なお、市町村は、京都府地震被害想定調査結果等を踏まえた減災対策を講じる上で主体的な役割を果たすことが期待される。

#### ③ 広域連携

今後、発生確率の高い南海トラフ地震のような超広域災害に対しては、被害が発生する各地域の防災力を向上させるとともに、地域間の広域連携の推進が重要であることから、関西広域連合との連携を図ることなどにより、広域連携体制を強化する。

### (2) 目標

推進プランに盛り込む事務・事業については、戦略指針に掲げた減災目標や主要な施策項目の目標が達成できるよう、可能な限り数値化し、数値化が困難な事務・事業については、達成しようとする目標の内容を出来る限り具体的に記載する。

また、関連する他の計画等において、数値目標や達成時期が既に設定されている場合は、これらの既存計画との調整を行う。

なお、推進プランの計画期間内に既存の関連する他の計画等が改訂された場合は、その都度、推進プランの内容を見直し・改訂する。

**(3) 戦略指針及び推進プランの進捗管理**

府防災会議に外部有識者で構成する「戦略的地震防災対策推進部会」（以下「部会」という。）を中心に戦略指針及び推進プランの進捗管理を行う。

**①各部局の予算要求に当たっての評価**

危機管理・防災課は、府の当初予算の編成時において、推進プランに記載された主要な地震防災対策に係る要求状況を一元的に把握するとともに、目標達成に向けた計画的取組の観点からの評価を付して、総務部へ提出する。

**③戦略指針及び推進プランの進捗状況の調査**

危機管理・防災課は、戦略指針及び推進プランに掲げた事務・事業等の進捗状況について、毎年度末時点において、関係部局・関係機関等に対し調査・確認を行い、7つの施策と6.2の施策項目毎に評価シートを作成し、部会に報告する。

**④ 戦略指針及び推進プランの進捗状況の評価**

事務・事業の進捗状況等の報告を受けた部会は、個別の施策の状況をみながら、施策全体として、減災という大きな目標に向けて効果的に推進されているかについて総合的な評価を行う。

部会は、毎年度、京都府防災会議に、戦略指針及び推進プランに係る地震対策の進捗状況と評価結果を報告・公表する。

**②透明性の確保**

推進プランに掲げた各実施主体は、進捗状況を自己点検し、順次改善しながら事業を推進するとともに、可能な限りその進捗状況の公表に努める。

**⑤ 指針及び推進プランの見直し**

部会による評価の結果や社会情勢の変化等を踏まえ、京都府防災会議は、随時、指針及び推進プランの見直しを行い、実効性を高める。

**(3) 戦略指針及び推進プランの進捗管理**

府防災会議に外部有識者で構成する「戦略的地震防災対策推進部会」（以下「部会」という。）を中心に戦略指針及び推進プランの進捗管理を行う。

**①各部局の予算要求に当たっての評価**

危機管理・防災課は、府の当初予算の編成時において、推進プランに記載された主要な地震防災対策に係る要求状況を一元的に把握するとともに、目標達成に向けた計画的取組の観点からの評価を付して、総務部へ提出する。

**②戦略指針及び推進プランの進捗状況の調査**

防災・原子力安全課は、戦略指針及び推進プランに掲げた事務・事業等の進捗状況について、毎年度末時点において、関係部局・関係機関等に対し照会・確認を行い、6つの施策と5.5の施策項目毎に評価シートを作成し、部会に報告する。

また、ISO22320（社会セキュリティー危機管理－危機対応に関する要求事項）に基づいたチェックリストを作成し、京都府の危機管理体制の評価を行い、併せて報告する。

**③戦略指針及び推進プランの進捗状況の評価**

事務・事業の進捗状況等の報告を受けた部会は、個別の施策の状況をみながら、施策全体として、減災という大きな目標に向けて効果的に推進されているかについて総合的な評価を行う。

戦略指針及び推進プランの進捗状況と評価結果は毎年度、京都府防災会議に報告・公表する。

**④透明性の確保**

推進プランに掲げた各実施主体は、進捗状況を自己点検し、順次改善しながら事業を推進する。事業の進捗状況は部会等を通じて公表し、透明性を確保する。

**⑤府民意識調査**

防災・原子力安全課は府民に対する意識調査を実施し、各施策の効果や進捗状況を把握し、評価する。

**⑥指針及び推進プランの見直し**

部会による評価の結果や社会情勢の変化、府民意識調査の結果等を踏まえ、京都府防災会議は、随時、指針及び推進プランの見直しを行い、実効性を高める。

以下、具体的事業内容については資料2-4のとおり